

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和 7 年 7 月 1 日 至 令和 8 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 ごとう医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の
☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 滋賀県栗東市御園 1829 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載す
ること。

(3) 設立認可年月日 平成 25 年 9 月 4 日

(4) 設立登記年月日 平成 25 年 9 月 11 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 ごとう 医院	2 5 1 1 2 0 1 0 5 1	滋賀県栗東市御園 1829 番地 1	無 床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 8 月 29 日 令和 6 年度決算の決定

令和 7 年 8 月 29 日 役員報酬額の決定

令和 8 年 6 月 30 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

令和 8 年 6 月 30 日 令和 8 年度の借入金額の最高限度額の決定

令和 8 年 6 月 30 日 役員報酬額の決定

様式 2

法人名 医療法人 ごとう医院
所在地 滋賀県栗東市御園 1829 番地 1

※医療法人整理番号	0	0	4	3	5
-----------	---	---	---	---	---

財 産 目 録
(令和 8 年 6 月 30 日現在)

1. 資産額	44,982	千円
2. 負債額	10,187	千円
3. 純資産額	34,795	千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	18,973
B 固 定 資 産	26,009
C 資 産 合 計 (A + B)	44,982
D 負 債 合 計	10,187
E 純 資 産 (C - D)	34,795

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと	
土 地	(□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 ごとう医院

※医療法人整理番号 0 0 4 3 5

所在地 滋賀県栗東市御園 1829 番地 1

貸 借 対 照 表

令和 8 年 6 月 30 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流 動 資 産】	【 18,973 】	【流 動 負 債】	【 10,187 】
【固 定 資 産】	【 26,009 】		
(有形固定資産)	(6,811)	負債の部合計	10,187
(無形固定資産)	(1,483)	純 資 産 の 部	
(その他の資産)	(17,715)	【基 金】	【 11,000 】
		【積 立 金】	【 23,795 】
		(うち、代替基金)	(10,000)
		純資産の部合計	34,795
資産の部合計	44,982	負債及び純資産の部合計	44,982

様式4-2

法人名 医療法人 ごとう医院
所在地 滋賀県栗東市御園 1829 番地 1

※医療法人整理番号	0	0	4	3	5
-----------	---	---	---	---	---

損 益 計 算 書		自 令和 7 年 7 月 1 日 至 令和 8 年 6 月 30 日	
科 目	金 額	千円	
【事業収益】		97,038	
【事業費用】		104,674	
事業損失		(7,636)	
【事業外収益】		700	
経常損失		(6,936)	
税引前当期純損失		(6,936)	
法人税等		74	
当期損失		(7,010)	

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 ごとう医院

理事長 後藤 秀夫 殿

私は、医療法人 ごとう医院の令和7年会計年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和8年8月31日

医療法人 ごとう医院

監事 高田 治